

## 1933年ロンドン議定書と国立公園の成立

佐久間 亮

### はじめに

小論はロンドンの「アフリカ野生動物層保護に関する国際会議」で採択された議定書の成立過程を扱う。この会議自体は、国際的な自然環境保護運動、とりわけアフリカの野生動物保護運動のターニング・ポイントとなったとされるものである。J. マッケンジーは、その先駆的著作において、野生動物保護運動は、1930年代に「現代的」な保護理念へと大きなパラダイム・シフトを経験したと主張した。すなわち、それまでのハンティングの資源維持のための野生動物＝ゲーム保護の段階から、ゲームのみならず、生態系全体の保全という近代的な保護主義への転換である。そのための装置として、国立公園という概念が提起された33年のロンドン国際会議こそ、ターニング・ポイントとして記憶されるべきだと言うのである。さらに、国立公園という概念の登場は、それまでの運動が、一部のハンティング・エリートの特権維持のためのものにすぎなかったのに対して、それが理念的にはあれ、国民全体がかかわり（「国民の公園」）、またその成果を享受するものへの転換を促したのである<sup>(1)</sup>。

筆者も、英領における野生動物保護運動に絶大な影響力をふるった帝国野生動物相保存協会 Society for the Preservation of the Fauna of the Empire (以降、SPFEと略記)の会員構成における構造転換が30年代にすすんだこと、そのことがこのパラダイム・シフトの背景にあることを指摘したことがある<sup>(2)</sup>。しかし、この33年の議定書の重要性は、単に運動を主導した側にとってのそれにとどまるものではない。狩猟法の実施や野生動物保護区の設営から、国立公園設立へと運動の力点が移動したことは、保護されるべきアフリカの動植物層とともに暮らしてきた人々の営みにこそ深刻な影響をもたらし、それがいまだに十分に払拭しきれていない植民地支配時代の遺制として、自然環境、野生動物保護運動における不幸な側面としてとどまっているという現状を鑑みると、より重要であるように思われる。

この植民地時代の遺制とはなにか。タンザニアのムコマジ Mkomazi 野生動物保護区について近年注目すべき研究を発表したD. ブロッキントン Dan Brockington はそれを fortress conservation (「自然保護の要塞化」とでも訳すべきであろうか)と名付ける<sup>(3)</sup>。この会議以降、国立公園の設営とは、植民地政府の強権を利用して、住民排除の上に野生動物のサンクチュアリを築き上げることを意味するようになったのである。そこには、アフリカ原住民の存在と自然とは共存し得ないのだ

という前提がある。これは、英本国で18世紀後半から19世紀前半にかけて農民の排除を伴いつつ大規模に試みられた「自然の創造」を、あらたに獲得した植民地という舞台上で再現するものでもあった。そのプロセスは、国立公園に指定された地域で、たゆまぬ人の営みがおこなわれてきたことを否定する作業であり、公園形成の歴史もまた、後代に歪曲されて伝えられることになった。そして、無人の荒野、無為に放置されている土地を、野生動物のサンクチュアリという有意義な施設にかえるということ、これはアフリカ人にとっても、その豊かな自然を次代に継承することで恩恵になるはずだとされ、植民地支配の正当化の根拠の一つともなったのである<sup>(6)</sup>。

当初、公園内で暮らすアフリカ人は、観光客を惹きつける「アクセサリ」として珍重される場合もあったが、それはかれらが「動物層の一部として認識されており、それゆえに干渉を受けることなく存在することを許されているにすぎないのだ<sup>(6)</sup>」という保護主義者の人種主義的言説からも明らかのように、原住民の存在はその「原始性」ゆえに許容されたにすぎないのである。そして、この「原始性」もヨーロッパ人が定義づけるものであり、その存在とヨーロッパ人が理想とする「自然」とが抵触しなかったのはかれらがその「段階」にある限りにおいてのことであった。

しかし、次第に、かれらの生業である放牧、焼き畑農法、さらにはかれらがときに携わる「密猟」こそが、野生動物の減少、土壌の浸食などの環境破壊の元凶だとされるようになった。そして、40年代にはいって、各植民地でかれらの公園からの排除が進行するのである。とりわけ、英領植民地での大規模な試金石とされたのが、タンガニーカのセレンゲティ保護区の国立公園化である。そこでは独立前夜まで、マサイ族らの伝統的権利をめぐる激しい抵抗が展開されることとなった<sup>(6)</sup>。アフリカにおける野生動物保護の責任が、植民地帝国から新興独立国と国際的保護機関へとゆだねられるようになってからも、この排除の圧力は強化されこそすれ、弱まることはなかった。そのことは、保護の主体の転換を印象づけることになった1961年のアルーシャ会議が「長きにわたってヨーロッパの保護主義者たちにとって、夢と同時に悪夢のシンボル<sup>(7)</sup>」であった新生タンザニアにおいて開かれたことから予想されたとおりである。保護の国際的ネットワークの中核であるIUCN（国際自然保護連合）の事務局長を務めた M. ホールドゲート Martin Holdgate も、「IUCNが、地域のアフリカ人と野生動物との共存のために、その科学的知識を動員しようと試み始めたのは、ようやく1980年代の終わりになってからのことであった<sup>(8)</sup>」と認めているのである。

こうして、「きわめて厳格な保護主義と、地域住民の排斥をとまなう、権威主義的で国家統制にもとづく保護というアプローチから、地域社会の野生動物保護・管理への参画と、それらへの利益供与へのシフト<sup>(9)</sup>」が生じてきたのは、せいぜいここ20年あまりのことなのである。近年の研究では、この植民地遺制からの脱却のプロセスが焦点の一つとなっている。たとえば、早期にこのモデルのひとつとなったボツワナ北部のオコバンゴ沼沢地 Okavango Swamp に設けられたモレミ Moremi 保護区についての M. ボラーン Maitseo Bolaane の研究<sup>(10)</sup>、上に記したブロッキントンのそれ、さらにはジンバブエで1986年以降すすめられた CAMPFIRE (Communal Areas Management Programme for Indigenous Resources) 計画の正否についての研究などがそれである<sup>(11)</sup>。

しかしながら、後述するように、これらの研究が明らかにしつつあるのは、その脱却のプロセス

は決して平易な道のりではなく、さらには新たな問題を各地で生み出しているのだということである。33年のロンドン議定書で生み出された国立公園という理念は、現在のアフリカにおける野生動物、自然環境保護の歩みに影をおとしつづけているのである。本稿の課題は、このロンドン会議で新たな野生動物保護の理念がいかにかに生み出されるにいたったのかを、この会議をリードしたイギリス植民地省の史料<sup>(12)</sup>にもとづいてあきらかにすることである。この会議の理念は、ここで採択され、会議に参加した列強のその後の政策を制約することになる議定書に集約されている。そこで、本稿が関心をむけるのは会議そのものの議論ではなく、具体的には議定書案策定のプロセスである。1930年代に野生動物保護が「国際的」規模で試みられていたのはイギリス帝国領内のみであり、イギリス帝国の意志決定が、以降の野生動物、自然環境保護政策に与えた影響の大きさを鑑みれば、このことは許されるであろう。実際、ロンドン会議自体は紛糾することなく、イギリス政府が用意したこの議定書案が、一部の技術的変更をこうむったのみで承認されているのである。むしろ、議定書案作成のプロセスで激しい議論がかわされ、そこでこそ、国立公園という理念に諸問題が胚胎していることがあきらかになるであろう。まず、一章では会議の議定書が最終的に確定されるまでのプロセスと議定書の概観をおこなう。二章では国立公園と保護区について、そして三章では原住民の慣習的権利にかんする議論の推移を論じることにする。

アフリカの野生動物保護を議題とする国際会議は、すでに1901年にロンドンで開催されている。しかしこの会議は、ハンティングのための有限の資源の保護、列強間の分配を決定するという性格が濃厚であった。そこでは、ハンティング有資格者の人種的線引きとともに、保護されるべき有用なゲームと資源を食い荒らし駆除されるべき「害獣」の線引きも同時におこなわれたのであった<sup>(13)</sup>。より「現代的な」保護主義の出発点となったのは、1931年のパリ国際会議である。ここで初めて、ナショナル・サンクチュアリという理念が提起され、ハンティングの資源のみならず肉食獣の保護、さらには植物層をも含めた生態系の保全という理想が打ちだされた<sup>(14)</sup>。このパリ会議は、イギリスの保護団体であるSPFEのイニシアチブの下に実現したのだが、批准国が少ないなど具体的成果に乏しく、その理想実現のための具体案策定は33年のロンドンに持ち越されたのである。

32年10月28日、会議の準備委員会が英政府によって任命された。委員長はSPFE会長のオンズロウ伯爵、SPFEからは、事務長のC. W. ホブリー Hobley も委員に選出されている。植民地省からは二名<sup>(15)</sup>、英国外務省、自治領省から一名ずつ、さらに、経済諮問会議から二名、自然誌博物館から二名、さらにロンドン動物協会から一名という構成であった。

この委員会は翌年1月12日に第一次報告<sup>(16)</sup>をとりまとめ、きたる10月第三週を国際会議開催日とするよう政府に求めている。さらに、外務省、自治領省、およびインド省に対してベルギー、フランス、イタリア、スペイン、ポルトガル、オランダ<sup>(17)</sup>、アビシニア、エジプト、スーダン政府に招

待状を送付し、さらに南アフリカ連邦、南ローデシア政府、インド政庁にも参加の打診をするよう要請した。さらに、植民地省に対して、早急にまとめられる第二次報告をアフリカ植民地各行政政府に送付し、意見をとりまとめるように要求している<sup>(10)</sup>。こうして、2月8日にとりまとめられた第二次報告は、植民地省内で若干の修正が施されたのち、3月9日に公表され、その月末までには各地へ送付された。この報告について3月半ば以降、植民地各政府から一斉に反応が伝えられる。こうして、植民地省側は植民地各政府の見解を6月末にはまとめ、議定書案の策定作業に入り、その暫定版を7月4日に発表している。

しかし、のちにみるように、議定書案に対して、野生動物の宝庫であり、保護政策推進のうえで最重要地域であるウガンダ、ケニア、タンガニーカなどの東アフリカ植民地政府から8月以降、修正あるいは留保要求が相次ぎ、さらに、北ローデシア、ナイジェリア政府からこの議定書案の「根幹を揺るがしかねない<sup>(11)</sup>」主張がなされもした。

そこで、会議開催まであと一月に迫った9月末以降、三たび、植民地各政府と植民地省との意見交換がおこなわれた。とりわけ、ナイジェリア政府との交渉は難航をきわめ、結局、ようやく10月31日付で議定書案の取りまとめが終了したが、ナイジェリア政府との意見の隔たりは最後まで埋まることはなかったのである。

こうして、一年をかけて議定書案がまとめられたわけだが、政府、植民地省の当初の楽観的な見通しとは裏腹に、その確定までに数多くの懸念が表明されることになった。焦点となったのはまず、国立公園や保護区の定義と、その設置可能性、もう一つは、それとも深く関連するのだが、原住民の慣習的、あるいは法的に確定された権利をどのように規制するかという問題であった。

本稿は植民地省と植民地各政府の間でかわされた論議を検討するのだが、その作業に入る前に、この議定書の全体の構造について確認しておくことにする。ロンドン会議で提案された最終議定書は全19条からなるが、以下に重要なものを挙げておく。

- 1条：この議定書の適用範囲と調印国の義務について
- 2条：国立公園等の定義
- 3条：国立公園等の設置義務について
- 4条：国立公園等内での白人、原住民居住者の統制について
- 5条：国立公園等設置に関する情報の交換、協力関係について
- 6条：他植民地の近接地域に国立公園を設置する場合の事前協議について
- 7条：動物保護区内の動植物の保護について
- 8条：保護されるべき動物の種類、ライセンスによる規制およびその種類、および原住民などが保持するハンティング等の権利について
- 9条：象牙等の輸出入規制について
- 10条：車両や航空機を利用するハンティングの規制について
- 11条以下は保留条項、発効条件、その他

この中で、とりわけ論議の的になったのが、2～4条、7条および8条である。前者について二章で、後者については三章で順次検討する。

## 二

準備委員会の第二次報告<sup>(20)</sup>に、この会議の意義およびこれから策定されるべき議定書の趣旨が詳細に記されている。それによると、まず、近年の野生動物および植物の危機の元凶として強調されているのは、人口および入植者の増加、農地の拡大である。野生動物にとっての最大の敵は、スポーツや商業利益を求めておこなわれてきたハンティングなどよりも、灌漑施設の導入や衛生および医学の知識が普及したこと、いいかえれば、アフリカ社会の近代化こそが原因なのだというわけである<sup>(21)</sup>。

しかしながら、この委員会が提案する自然保護の方策は、アフリカの農業発展を中心とした近代化や「原住民の福利」と矛盾したものであってはならない。そこで、野生動物と人間の棲み分け、「特別に設営されるサンクチュアリへの野生動物の集中」こそが唯一の処方箋として提案されるのである<sup>(22)</sup>。このことは同時に、野生動物と人間の居住区が隣接することによって生じる様々な弊害、たとえば牛疫やナガナ病などの伝染病の蔓延、さらには野生動物による人的、物的被害を食い止めるという意味でもきわめて有益<sup>(23)</sup>だというのである。これに加えて、野生動物を見物する観光客からの収入もまた、その地域の経済をうるおすことになるだろう<sup>(24)</sup>。

こうして、委員会は「国立公園」を設立することこそが、野生動物および植物層を保全するうえでもっとも効果的な手段であると主張し、アメリカのイエローストーンやカナダのジャスパーをその成功例として取り上げている。とりわけ、もっともふさわしいモデルとされているのが、クリューガー国立公園であり<sup>(25)</sup>、その保護区としての設立以降の歴史が詳細に語られ、議会の立法に基づいて「恒久的に設立された」サンクチュアリの重要性が力説される<sup>(26)</sup>。

しかし、国立公園は同時に観光客を惹きつける施設でもなければならぬのだから、「訪問者にとって健康的で、気候も快適な地域に造られねばならない<sup>(27)</sup>」との指摘は、同時に人間との棲み分けが容易ではないことをすでに暗示している。そして、この指摘の直後に、公園内からの原住民の排斥の必要性について語られるのである。「公園内からできうるかぎり原住民の居住を退けることが望ましい。アルバート国立公園の場合には、ピグミー族の存在は正しく動物層の一部として認識されており、それゆえにかれらは干渉されることなく存在することを許されているにすぎないのだ。しかし、公園の目的と直接的に結びつく場合以外では、非ヨーロッパ人の居住を一切認めないようにすることが必要不可欠なのである<sup>(28)</sup>。」このような人種主義的言説は、観光資源としての国立公園はアフリカ原住民の経済発展をももたらすと主張とは矛盾をはらみつつ各所で繰り広げられる。この矛盾さえも、野生動物と人間の棲み分けによって解決されるということであろうか。

一方、一地域を恒久的な保護施設とすることは、そこでの鉱物資源などの開発の可能性を閉ざす

というデメリットもともなう。当初、経済的損失は、観光収入によって補填可能だとの楽観的見通しが披露されていた<sup>(29)</sup>。こうして、国立公園は周辺地域の住民の生活にとって充分利益となりうるものであり、クリューガーやアルバートの例<sup>(30)</sup>が示しているように、住民の支持を得て運営されてきたのだというわけである。とはいえ、この経済的デメリットゆえに、国立公園の設立に慎重にならざるを得ない事情を勘案して、本協定では、公園の設立は「究極の目的」とし、調印国に「公園設置の可能性について検討を開始する義務」を課すにとどめることとなった<sup>(31)</sup>。この点は、第一次報告から大きく後退した点であり、委員会は、開発との矛盾に対して異論が殺到することをもっとも懸念していたようである。

さて、この報告書に対して、植民地各政府はどのような立場を示したのだろうか。いち早く返答したウガンダ政府は、この報告が国立公園の敷設を「崇高な志 *pious aspiration*」にとどめたことを評価しながらも、開発の可能性のある地域に公園設立を押しつけんとする「外からの圧力」への懸念を表明している<sup>(32)</sup>。自然環境や地形上の制約ゆえに国立公園をつくるのは非現実的とする<sup>(33)</sup>、あるいは、サンクチュアリ設営はかえってナガーナ病などの蔓延を引き起こすとの懸念を表明する植民地<sup>(34)</sup>も見られ、第二次報告に対して全面的賛意を表明したのはわずかにニヤサランドとベチュアナランド<sup>(35)</sup>だけであった。とはいえ、これらの懸念はいずれも委員会の予想の範囲であり、公園という理念そのものに真っ向から異議をとるものではなかった。

ところが、5月半ば以降、いくつかの植民地から思いがけない反応が現れ始める。まず、ゴールドコースト総督は、北部森林地帯に国立公園設立に可能な土地があるとしつつも、それらの地域が気候の条件の劣悪さゆえに観光客を引きつける可能性が低いと主張。さらに、それ以上の問題は、ハンティングへの伝統的権利意識を強くもつこの地域の「原住民 *primitive people* と政府とのあいだに現在築かれている良好な関係にたいして、もっとも遺憾な反作用を引き起こすのは必至である」として、明確に公園設立に反対の姿勢を示した<sup>(36)</sup>。タンガニーカ政府はセレンゲティとンゴロンゴロ両保護区の国立公園化を検討することは了承しつつも、保護の対象を植物にまで広げてしまうと、「原住民が現在保護区内で享受している放牧権に抵触するのではないか」との懸念を表明している<sup>(37)</sup>。シェラレオーネ政府の立場はより明解である。野生動物保護は現行制度で充分であり、恒久的施設をつくることで、それが政府の統制を離れる可能性が生じるとして不満を表明し、国立公園設立を不要だとしているのである。さらに、現在の森林保護区 (*Gola Forest*) の公園化の可能性に言及しつつも、それが明らかにこの地域の原住民が保持している木材採取および漁労権に抵触すると断じている<sup>(38)</sup>。

ケニア政府は、当初は国立公園という理念に対して「概ね賛成」の態度を示していた。しかしながら、公園は気候的に恵まれたところに創設されることを考えると、原住民の存在が深刻な問題になるであろうことを指摘している。牧畜民は、かれらが牧畜民でいる限り大きな問題はないのだろうが、かれらが「進化し」、定住化することで、公園の景観を損ねることになるのではないかと懸念を表明しているのである<sup>(39)</sup>。

このように、数多くの予想外の批判が表明されたにもかかわらず、植民地省側は相変わらず楽観的であった。植民地諸政府の意見を取りまとめた省内回覧ペーパーでは、ほとんどの懸念について

「取り上げるに値しない」という姿勢を貫いているのである。それでも野生動物が豊富な東アフリカ植民地の反応には神経をとがらせており、たとえば、ケニアやタンガニーカ政府が示した憂慮に対して、「原住民人口が存在することで、その地域が国立公園に選択されるにふさわしくないということには必ずしもならない。原住民と野生動物保護という利害との間の深刻な衝突が生じないよう、公園を設立し、運営することは可能なのである<sup>(40)</sup>」と応じている。そして、現段階で国立公園を創設することが不可能であるとするものや、立地条件的に公園敷設が不可能だとする主張がペーパーで紹介されているものの、国立公園という理念そのものは「全ての植民地政府によって、ほとんど留保なく受け入れられた<sup>(41)</sup>」と強弁しているのである。

そこで、7月4日に暫定版の議定書が公開されるが、国立公園関係の条項は第二次報告を踏襲する内容となっている。国立公園に関連する箇所を見てみよう。

## 2条

### 1項

「国立公園」は、次のような地域をさすものとする。a) 公的統制の下に置かれ、b) そこでは、動物や植物はその国の通常の状態と植生とをできる限り乱すことなく、自然の状態のままに保たれ、c) そこでは野生動物のハンティングや駆除、さらには捕獲、そして植物の破壊や採集は公園当局の命令の下におこなわれるもの以外はすべて禁止され、d) 上記の状態にある野生動物や植物を観察するのに、一般大衆に対してできる限りの便宜が計られるものである

## 3条

### 1項

協定国政府は、上の条項で定義される国立公園を自国の領土内に敷設することが可能か否か、ただちに検討することとする。そのような公園を敷設することが可能な場合はすべからく、本議定書発効から2年以内に必要な措置を講じることとする

### 2項

国立公園敷設が、現時点では領土内のいかなる箇所にも不可能である場合には、当該領土の発展をふまえつつ、この目的にふさわしい地域が可及的速やかに選定され、さらには環境が整い次第、選定された地域が国立公園に転用されるべきこと

## 4条

協定国政府は、国立公園の敷設に関連して、以下の行政的処置を講じること配慮すべきこと

### 1項

野生動物および植物の生存が可能な限り乱されることがないように、国立公園内の全ての白人および原住民入植者への管理がおこなわれるべきこと

## 7条

本議定書3条に応じた措置がとられるか否かにかかわらず、協定国政府は、国立公園設立の予備として、そしてそれを補完するものとして

### 1項

それぞれの領土内に適当な地域を〔保護区として〕取り置くべきこと。そして、その地域内では、当局の特別な許可なしには、野生動物のハンティングや駆除、さらに捕獲は禁止されるべきこと

## 2項

これらの地域において、それが実行可能なかぎりにおいて、同様の保護の範囲を植物層にまで広げるべきこと<sup>(42)</sup>

これに対して、ふたたび植民地各政府から不満が噴き出すことになる。その口火を切ったソマリランドとガンビア<sup>(43)</sup>は国立公園の敷設は非現実的であるとの回答を送付している。とくに、後者は2条および7条を適用除外とすることを執拗に要求している。その根拠として、農業と牧畜人口が圧倒的多数をしめるガンビアでは、経済発展を推し進めるうえで、国立公園どころか保護区の設定すら非現実的だと主張する。とりわけ焼畑農耕は重要な位置を占めているのだから、自然保護のために土地を割くなどというのは到底考え難いというわけである。

第二次報告に比較的冷静に反応した北ローデシア、タンガニーカ、ケニアの諸政府も、この時点で明らかに態度を硬化させている。これらの植民地は野生動物の宝庫とされている地域だけに、ことはより深刻である。北ローデシア政府は、第2条第1項および7条に関して「野生動物に加えて、植物層もまた自然の状態に保全されねばならないということになれば、〔中略〕原住民であれ、非原住民であれ、公園内での居住は許されなくなるであろう。このことはきわめて深刻なことである」として、2条の適用を拒絶する姿勢を示している<sup>(44)</sup>。

セレンゲティ、ンゴロンゴロ両保護区の国立公園化を検討するとしてきたタンガニーカ政府も、議定書案全般、とりわけ2条の適用に同様の難色を示している。これらの保護区ではすでに「ハンティングは禁圧されているけれども、原住民たちはここで畜群を放牧し、さらには、小屋を建てたり、その他の家内の用途で木々を切り取ることを習慣としてきた」のであり、「国立公園内における植物の保護が、現在原住民らが享受している放牧や、森林の産出物について森林法に規定されている権利と抵触しないようにするために、当保護領について〔中略〕留保がなされるよう」要請しているのである<sup>(45)</sup>。ケニア副総督は、ケニア野生動物保護管理官の言葉を借りつつ、挑発的に次のように書き送っている。まず、第3条について、「ケニア政府が国立公園設立の可能性について決定を下すうえで、この条項に従わなければと不安に思う必要など少しもないのです。なぜなら、この条項はきわめて大まかなものなので、高潔なる説論を表明した程度のものにすぎないからです」とし、さらに第4条についても、「わたしはこの第1項に強く反対するものです。とはいえ、これも「配慮すべし」という程度なのですから、この項目について、ケニアについて留保を求める必要はないと思われませう<sup>(46)</sup>」と。

さて、このような強い反対を受けて、議定書案は修正を施されたのであろうか。またそれはその原則にまで踏み込むようなものだったのだろうか。植民地政府の意見をとりまとめた9月26日付の省内回覧ペーパーをふたたびみてみよう。それによると、国立公園に関連して修正を要すると判断された箇所は一カ所にすぎない。焦点となったのは、2条第1項のc) および4条1項に明記され、7条にも関連する公園内居住者の権利と自然の保護、管理との矛盾に対する懸念である。これは北



ローデシアとタンガニーカ政府からの指摘に対して答えたものである。北ローデシア政府は、2条1項で、公園当局に公園内居住者の行動をコントロールする権限を与えていることに難色を示しているが、これに対する植民地省が用意した回答はつぎの通りである。この公園当局の権限は、あくまでも「植民地政府の同意にもとづいて」行使されるものであり、最終的なコントロールの権限は植民地政府の裁量に委ねられているのであるから、植民地政府はそのことについて憂慮するに及ばないのだと。その上で、政府に最終的権限があるのだというニュアンスを付け加えるために、2条1項のc)「公園当局の命令の下」を「公園当局の指示、あるいはその統制の下」に変更することで充分だとしている。そして、「公園内への居住も、それが限定的なものであり、住民による野生動物や植物の気ままな破壊が適切に統制されれば、公園の維持と両立しえないわけでは必ずしもない」のだと主張するのである<sup>(47)</sup>。

一方、タンガニーカ政府が、7条の規定が原住民の伝統的な放牧権や、法に明記された森林伐採権などと抵触することを危惧していたのは先にみたとおりである。これについても、これはあくまでも「実行可能なかぎりにおいて」という規定にすぎないのだから、留保するにあたらないと退けたうえで、植民地省はつぎのように主張する。「公園あるいは保護区内のある種の権利を認めることは、それに対して適切な統制が施されさえすれば、公園等の設立と必ずしも矛盾するわけではない。〔中略〕原住民の既存の権利が十分に守られ、公園当局がその権限を行使するにあたって、必要な程度を越えないようにするように、公園の設立に伴って、より良い措置を当該政府が導入することは可能である<sup>(48)</sup>」と。

最後に、国立公園の設置義務をうたった2、3条について各植民地から適用留保を要求されているが、これについては、一部の野生動物の乏しい植民地については認めたものの、多くの植民地に関しては、「これらの条項は、漠然とした義務 *vague obligation* を課すものにすぎず、実際上なんら現地の事態を紛糾させるようなものではない<sup>(49)</sup>」などとして退けている。

こうして、植民地省みずから、公園設立に関する条項が「漠然」としたものであることを認めたわけである。ここにこの議定書を用意するにあたって植民地省が念頭においていた優先順位をかいま見ることができるだろう。重要なのは、あくまで国立公園を理念として定立することであって、その意味でケニア総督の見方は正しかったのである。公園という理念に対して同意を取りつけさえすれば、その具体的執行の責任は当該政府に帰すことができるというわけである。「崇高な志」や「高潔なる説論」はこうして、いったん承認されたのち、植民地諸政府を縛りつけ、原住民たちの生活に影響を及ぼすようになる。公園と原住民の生活とが矛盾せずに共存するための「限定的な居住」とはどの程度であるべきなのか、原住民たちの主張する伝統的権利に対する公園当局の権限の「必要な範囲」、「適切な統制」とはいかなるものなのか、その判断はすべて議定書の批准後に委ねられることになったのである。

ロンドン議定書の国立公園および保護区に関する条項は、本会議でほとんど修正を加えられることなく承認された。こうして、国立公園という理念が、その内実が突き詰められることなしに「自然保護の要塞化」にむけて一人歩きを始めたのである。そして、植民地省の示した楽観論に対して多くの懸念を表明した植民地政府が、やがてこの「要塞化」の担い手となっていくのである。この

要塞化した国立公園は、いまなお、現実の深刻な問題としてアフリカの住民の上のしかかっているのである。

### 三

ここまでの議論は、国立公園であれ保護区であれ、一定の空間の中での動植物の保全と、その中で原住民の権利を制約することがどの程度可能かをめぐってのものであった。準備委員会がその報告の中で主眼を置いたのが、原住民と野生動物の棲み分けというアイデアであり、国立公園という理念を提起することこそが、この議定書の最大の目的であったのだから、この点について激しいやりとりがおこなわれたのは当然である。しかしながら、その議論の中で、植民地政府側が原住民の権利にたいする懸念と配慮の必要を提起したことで、議定書の第8条がもう一つの議論の焦点となった。そして、この問題はロンドン会議直前まで植民地省および準備委員会を悩ませることになったのである。

まず、暫定版の段階での議定書8条の主な条項を紹介する。

- 1項 本議定書の第一付属文書に挙げられている動物種の保護は、特段の緊急性と重要性をとまなうものであることをここに宣言する。これらの動物種が発見される協定国政府の領内においては、これらの動物種はいずれであれ、それらのハンティング、駆除、さらには捕獲は、それがライセンスに基づくものでないかぎり、禁止さるべし
- 2項 しかしながら、第1項の規定は、第二付属文書に挙げられている領土内において、条約や特許によって原住民首長や部族がすでに保持しているハンティングその他の権利を侵害するものではない
- 4項 この条項は、人命や財産を保護するために、ライセンスの有無にかかわらず野生動物をも駆除することについて定めた領土内の法律の下に存在するいかなる権利を侵害するものではない<sup>(50)</sup>

野生動物をその希少性にもとづいて分類し、ライセンス制度の網をかけてハンティングを規制すること。8条を起草するうえで、準備委員会および植民地省の念頭にあったのは、これまでイギリス領アフリカで広汎に実施されてきた狩猟法体系を、他国の植民地へとおし広げることであって、それ以上のものではない。その証拠に、準備委員会内で議論されたのは、この原則そのものではなく、ライセンスによって保護されるべき野生動物の種分けであり、ライセンス制度の技術的側面にもっぱら関心が注がれていたのである。英領アフリカにおける野生動物保護の歴史的経緯としても、まず、植民地全土に狩猟法の網をかぶせることが試みられ、その執行がなかなか全土に及びにくいという状況に直面して、保護区、そして国立公園という概念が新たに提起されてきたのであり、委員会の熱意は一貫して国立公園という理念をいかに実現させるかに向けられてきた。植民地省が5月半ばに植民地政府に「原住民首長や部族がなにがしかの権利を保持している地域がないかどうかを

詳細に」報告するよう要請した<sup>(51)</sup>のも、あくまでそれが国立公園の設立に障害となるのを懸念してのことであった。

ところがこの書簡は8条にたいする思わぬ反応を引き出すことになったのである。口火は、6月8日付のナイジェリア総督の書簡によって切られた。

狩猟ライセンスに関するこれらの条項を、動物保護区や国立公園の宣言がなされた地域以外でも、原住民に対して実施するのは不可能です。[中略] 原住民の首長や部族に対して、条約や特許 *treaty or concession* その他、明確な形で権利が与えられているという事実はありません。しかしながら、いろいろな地域、たとえばオヨの森 *forests of Oyo* などでは、いかなる狩猟動物の駆除もそれをおしとどめるのは、実際上のみならず、政治的な理由からも不可能なのです。そこでは、原住民たちは数世紀にもわたって狩猟動物を殺す権利を保持してきたからです。しかし、原住民によるハンティングは、それが部族全体の狩りとしておこなわれる場合にかぎり有害だとわたしには思われるのです<sup>(52)</sup>...

当初は、これをナイジェリアの特殊な事情によるものとした植民地省は、議定書の暫定版をとりまとめるさいにはこの問題を無視し、あくまで条約や個々の植民地の法律など、文書として明示された権利のみを考慮するとした（8条2，4項）。しかし、原住民の権利意識への懸念は前述のように公園をめぐる議論の中でも表明され、さらにシェラレオーネ<sup>(53)</sup>や北ローデシア<sup>(54)</sup>、さらにはタンガニーカ<sup>(55)</sup>政府もライセンスによらない原住民によるハンティングの権利を認め、8条の一部を修正するよう働きかけがなされることで、植民地省はこの問題に正面から対応せざるをえなくなったのである。

シェラレオーネ政府が求めたのは、ナガーナ病を媒介する野生動物を駆除する権利を原住民に対して認めることであり、また北ローデシア政府の主張も、一地方の一部族のみに限定されたものだった。これに対して、タンガニーカ政府の要求は原住民全般に、通常の食生活を補う手段としてハンティングを認めよとするものだったがために、より深刻に受け止められた。さらに、ナイジェリア政府の主張は、慣習的権利の内容が漠然としており、ましてやライセンスによる規制が実態として不可能だという議論ではなく、その権利を広範囲に、かつ積極的に擁護するものであったがゆえに、植民地省には許し難いものと受け止められた。

この件について、ふたたび9月26日付の省内回覧ペーパーをみてみよう。ナイジェリアの主張は、具体的には8条2項の規定する権利を、原住民による慣習的なハンティングの権利にまで拡大せよとの要求であるが、これに関しては、省内関係者全員一致で反対との意見を表明している<sup>(56)</sup>。さらに、準備委員会のメンバーであり、議定書草案作成を主導したA. B. アッチソン *Acheson* は9月20日付の文書の中で、「この見解に応えるには、議定書の基本原則そのものを放棄する以外に方法がない」と記したうえで、歴史上のある時点で特定の地域の住民に付与された「権利を明確化する努力」を惜しむ気はないが、それは結局は徒労に終わるだろうとしている。そして、ナイジェリア政府は、法によってかれらの権利を制約する努力をすべきなのだと主張する<sup>(57)</sup>。

このような植民地省の拒絶に対して、ナイジェリア政府はロンドン会議直前に、より強硬な対案

を提出する。それは、ライセンス制度は非原住民にはすべからず適用されるべきだが、原住民に対しては、それが可能な限りの適用にとどめるべきだとする、きわめて「過激な」ものであった。ここにいたって、植民地省側はナイジェリア政府との交渉を断念し、議定書が無事批准されたのち、事後通告するので充分であるとのアッチソンの方針を了承した<sup>(58)</sup>。

植民地省とナイジェリア政府の直接の交渉はこの時点で打ち切られたのだが、議定書は一部、ナイジェリア政府などの要求を受け入れたものとなった。ロンドン会議後の34年3月に書かれた省内回覧ペーパーを読むと、この要請の結果、「議定書8条第1項の規定を原住民に対して適用するか否かの裁量権を植民地政府に認める必要」が生じた経緯が読み取れる。そして、この変更で、「2項に定めた、「行政による認可」によって、ライセンス制度と抵触する権利がすでに明らかに認められている地域に対して、ライセンス制度を適用する必然性がなくなったのであり、また、この[行政による認可という]フレーズは、政府によって記録され、正式に原住民に対して伝えられた決定に限定されるものでもなくなった<sup>(59)</sup>」のである。各国政府に調印された議定書の最終版で、この箇所を確認しておこう。

2項 条約や特許、あるいは特定されうる協約、さらにそのような権利が行政当局によって明確に認められている地域においては、その行政が認可することで、原住民首長や部族あるいは他の個人や団体がすでに保持しているハンティングその他の権利は、第1項の規定によって侵害されるものではない<sup>(60)</sup>。

漠然とした慣習的権利を「行政による認可」という言葉で置き換え、そうした権利をどのように扱うかをすべて植民地政府の裁量にまかせるという妥協がなされたのである。

さらに、第5項にも、シェラレオーネやタンガニーカ政府の要求を入れて、かつての4項で定めたライセンス適用免除の条件として「人命や財産を保護するために」以外に、「飢饉の場合」、「家畜や人間のを（病気から）守るという公衆衛生上の必要」、さらには、より漠然とした「公の秩序を保持する上での必要」との一文が付け加えられた。そして、ここでもまた、これらの条件を適用するか否かの判断は全面的に行政に委ねられたのであり、原住民が「権利」として「濫りに」ハンティングをおこなうことは制限されることとなったのである。

こうして「慣習的権利」という言葉をいっさい議定書および既存の現地法から刈り取りつつ、しかしながら実態として存在している（と原住民、当局双方ともに認識している）この権利を制約するのか、既得権として認めるかの判断は、ふたたび植民地政府に委ねられることになったのである。とはいえ、植民地省が原住民の慣習的権利否定という方向へと舵を切らせようしたのは明らかである。そのことは、たとえば次の経緯からもわかる。先述したように、北ローデシア政府は Barotse 族が Barotsea および周辺州で、無条件にハンティングをおこなう権利を保持していると指摘し、そのことが8条と抵触する可能性を示唆した。植民地省側は、それを「慣習的」なものに過ぎないとして、それを否定することこそが議定書の目的であるとして当初は無視する方針だったのだが、北ローデシア政府とのその後のやりとりで、じつはそれが現地法<sup>(61)</sup>によって原住民居留地 (East Luangua District) 住民に排他的に付与された権利であることが判明するのである。しかしながら、

法的根拠が明解であるという点できわめて希なこの伝統的権利ですら、議定書を実質的に草した当の植民地省によって、その8条4項によって保護される対象とはならないと宣言されるのである。「この規定〔北ローデシア1928年評議会令 第6条〕は、非原住民による居留地内でのハンティングや不法な土地の占拠を規制しているだけであって、その事実は必ずしも、行政府による原住民への統制を拡大することを妨げるものであるとは思われない<sup>(62)</sup>」というのである。この権利すらも、奇妙なことに「行政上の認可」の対象とされたのである。

## おわりに

かくして、ロンドン会議でアフリカの野生動物保護のための新たな枠組みが採択されることとなった。この「高潔なる説論」の成立のプロセスは、決して平坦なものではなく、英国政府と植民地諸政府との間の激しいやりとりの結果としてうみだされたものであることはこれまで見てきた通りである。その結果として、最大の問題であった原住民の意識する伝統的、慣習的権利、とりわけ国立公園と原住民の生活、権利との矛盾をどのように解消するのかという課題は、すべて植民地当局に委ねられたのである。しかしながら、ひとたび作り上げられた枠組みは、やがて植民地政府を拘束することになるだろう。そして、植民地当局もこの矛盾の解決を、もはやいかなる条文にも存在しない慣習的権利を否定するという方向でおこなうことになるのは、各植民地でのその後の経験が明らかにしているとおりである。

さて、冒頭でふれたように、この「自然保護主義の特異なイデオロギー」を払拭する作業は順調に進んでいるわけではない。たとえば、タンザニアのムコマジ野生動物保護区についての研究で、それまで行政主導でおこなわれてきた保護政策が、地域の財団の手に委ねられるようになった1988年以降の動向を追ったブロックintonは、この財団のもとでも、「過剰な放牧と焼き畑さらには見さかいのない狩猟や密猟」が、地域の生態系への災厄とみなされ、地域社会の参画のもとでも牧畜民の強制排除が大規模に進行したことを指摘している<sup>(63)</sup>。ポーランが注目したモレミ保護区は、地域の白人住民とアフリカ人の協力の下、1963年に設立された。ベチュアナランド保護領当局はこの沼沢地を大規模な放牧地帯として開発する計画をたてていたのだが、アフリカ人が主導権を握る動物層保護協会（SPFEの後身）支部の下で、この保護区はかろうじて保持されていく。しかし、その保護区の歴史は、この地に伝統的に居住するバサワ Basarwa 族の強制立ち退きの歴史と重なるのである。そして、66年にボツワナ共和国が独立を果たした後も、この部族の権利回復はなされず、97年には中央カラハリ動物保護区 Central Kalahari Game Reserve からみかれらは大規模な立ち退きを強制されたのである。最高裁判所において、この部族の権利の一部回復の決定がなされたのは、わずか二年前のことにすぎないのである<sup>(64)</sup>。

現在、政治的混迷の続くジンバブエでは、観光収入の激減が問題化しているが、最近の研究によると、政治的混乱が生じる以前から CAMPFIRE プログラムは破綻の徴候を見せていたようである。

V. ジンギライ Vupenyu Dzingirai は、地域コミュニティへのこのプログラムの収益の還元はきわめて不安定であり、このプログラムの最大の受益者が権力エリート、役人、地方の政治家たちであることに、住民たちは「裏切られた」と感じ始めていると主張する<sup>(65)</sup>。

他方、国家による集権的コントロールという考え方が薄れてきた結果生じたのは、観光業の商業化の進展であり、私企業による公園の管理はしばしば、「客を呼べる動物」に偏った保護、一部特権者用のロッジの建設、さらには、かれらによるハンティングの許容という事態まで生み出している。観光業の商業化の進展という状況下で、とりわけ気候条件の厳しい地域の住民たちにとって、畜産業などよりも、野生動物「保護」の方がより持続可能な産業であるとして、かれらがこうした私企業との提携に踏み出すという状況がみられるのである。地域住民の参画の下で、帝国時代のサファリさながらの狩猟旅行の復活がもたらされるという事態は、アフリカ民族会議政府の下で、国立公園委員会への補助金が大幅に削減された結果、私企業による観光施設の接收がすすむ南アフリカ共和国でとりわけ顕著だが、同様のことは各地の国立公園でも進行している。いいかえれば、植民地時代の遺制からの脱却を模索した結果、皮肉なことに、もう一つの遺制の復活が促されているのである<sup>(66)</sup>。

## 註

- (1) J. M. MacKenzie, *Empire of Nature: Hunting, Conservation and British Imperialism*, 1988, とくに、chs8-10.
- (2) 拙稿「野生動物保護の情報ネットワーク—帝国動物層保護協会—」、川北稔編『結社のイギリス史—クラブから帝国まで』(2005年 山川出版社) 284-299ページ。
- (3) Dan Brockington, *Fortress Conservation: the Preservation of the Mkomazi Game Reserve, Tanzania*, 2002, および、"The Politics and Ethnography of Environmentalism in Tanzania", *African Affairs* 105-418(2006), pp. 97-116.
- (4) R. Neumann, *Imposing Wilderness: Struggle over Livelihood and Nature Preservation in Africa*, 1998, pp. 15-50.
- (5) "The Second Report of the Preparatory Committee for the International Conference for the Protection of the Fauna and Flora of Africa, 1933," p. 18, Public Record Office (London), C0323/1234/11, p. 117.
- (6) 拙稿、「英領タンガニーカにおける「自然の創造」—セレンゲティ国立公園およびンゴロンゴ保護区の実験 1920-1959—」、『立命館文学』605号 139-154ページ。
- (7) Neumann, *op. cit.*, pp. 139-41.
- (8) Martin Holdgate, *The Green Web: A Union for World Conservation*, 1999, p. 74.
- (9) Lucy Emerton and Iddi Mfunda, "Making Economically Viable for Communities Living around the Western Serengeti, Tanzania", *Evaluating Eden Series, Working Paper*, no. 1, 1999, p. 9
- (10) Maitseo Bolaane, "Local Participation in Wildlife Conservation and Management: the Case of Moremi Game Reserve, Okavango Delta, Northern Botswana 1960s", PhD dissertation, University of Oxford(2004).
- (11) Jim Igoe, "National Parks and Human Ecosystems: The Challenge to Community Conservation. A Case Study from Siminjaro, Tanzania" in D. Chatty and M. Colchester(eds.), *Conservation and Mobile Indigenous Peoples: Displacement, Forced Settlement and Sustainable Development*, 2002, Vupenyu Dzingirai, "CAMPFIRE is not for Ndebele Migrants: The Impact of Excluding Outsiders from CAMPFIRE in the Zambezi Valley, Zimbabwe", *Journal*

of *Southern African Studies*, 29-2(2003), pp. 445-59, "The New Scramble for the African Countryside", *Development and Change*, 34-2, 2003, pp. 243-64 など。

- (12) ここではロンドン国立公文書館 (Public Record Office 以下、PROと略記) の植民地省関連文書の C0323/1234/11、C0323/1234/12、C0323/1234/13、C0323/1235/1 を用いる。この文書は時間的に古いものから東ねられているため、便宜上ページを振ると、若いページの方が時間的には新しいということになる。
- (13) MacKenzie, *op. cit.*, pp. 207-8.
- (14) 6月30日から7月4日にかけて開催されたこの会議で、英国代表団は議定書草案を提出、その中でナショナル・サンクチュアリ設置の必要性を論じている。しかしながら、この議定書案の本格審議は33年に持ち越され、イギリス政府は改めて議定書案を作成することとなった。以上、"Appendix of the First Report of the Preparatory Committee for the International Conference for the Protection of the Fauna and Flora of Africa, 1933", p. 2, PRO C0323/1234/11, p. 150.
- (15) 植民地省のA. B. Achesonがこの委員会全体をリードし、国際会議そのものも植民地省によってコーディネートされた。
- (16) "The First Report of the Preparatory Committee for the International Conference for the Protection of the Fauna and Flora of Africa, 1933", PRO C0323/1234/11, pp. 144-8.
- (17) この中で、オランダのみオブザーバー参加であった。
- (18) "The First Report of the Preparatory Committee for the International Conference for the Protection of the Fauna and Flora of Africa, 1933", p. 5, PRO C0323/1234/11, p. 147.
- (19) 1933年9月20日付の植民地省内部文書 (筆者はA. B. アッチソン)、PRO C0323/1234/13, p. 4.
- (20) "The Second Report of the Preparatory Committee for the International Conference for the Protection of the Fauna and Flora of Africa, 1933", PRO C0323/1234/11, p. 77-117.
- (21) *Ibid.*, p. 3, PRO C0323/1234/11, p. 102.
- (22) *Ibid.*, p. 4, PRO C0323/1234/11, p. 103.
- (23) *Ibid.*, pp. 5-8, PRO C0323/1234/11, p. 104-7.
- (24) *Ibid.*, p. 9, PRO C0323/1234/11, p. 108.
- (25) クリューガー国立公園の形成史については、J. Carruthers, *The Kruger National Park : a Social and Political History*, 1995, および、拙稿「イギリス帝国と環境保護 (2) -クリューガー国立公園の成立-」『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』第10巻 2003年、99-118頁 参照。
- (26) "The Second Report", p. 15, PRO C0323/1234/11, p. 114.
- (27) *Ibid.*, p. 17, PRO C0323/1234/11, p. 116.
- (28) *Ibid.*, p. 18, PRO C0323/1234/11, p. 117.
- (29) *Ibid.*, p. 19, PRO C0323/1234/11, p. 85.
- (30) のちの修正で、アルバート国立公園が地域住民の支持を得て運営されているとする部分は削除されている。PRO C0323/1234/11, p. 68.
- (31) 第二次報告の注釈, PRO C0323/1234/11, pp. 59-60.
- (32) Chief Secretary of Uganda Protectorate to A. B. Acheson (16th March, 1933), PRO C0323/1234/12, pp. 231-2.
- (33) Governor of Gambia to Secretary of State for the Colonies (7th April, 1933), From British Resident

- Commissioner of Zanzibar to Secretary of State for the Colonies(28th April, 1933), PRO C0323/1234/12, pp. 233-4, 223-5.
- (34) British Resident Commissioner of Basutoland to High Commissioner for South Africa(2nd May, 1933), British Resident Commissioner of Swaziland to High Commissioner for South Africa(8th May, 1933), PRO C0323/1234/12, pp. 182-3, 184-5.
- (35) Governor of Nyasaland to Secretary of State for the Colonies(6th May, 1933), British Resident Commissioner of Bechuanaland Protectorate to Secretary of State for the Colonies(14th May, 1933), PRO C0323/1234/12, pp. 219-22, 186-194.
- (36) Governor of Gold Coast to Secretary of State for the Colonies(12th May, 1933), PRO C0323/1234/12, pp. 205-9.
- (37) Governor's Deputy of Tanganyika Territory to Secretary of State for the Colonies(16th May, 1933), PRO C0323/1234/12, pp. 210-12.
- (38) Governor of Sierra Leone to Secretary of State for the Colonies(17th May, 1933), PRO C0323/1234/12, pp. 195-204.
- (39) Governor of Kenya to Secretary of State of the Colonies(10th June, 1933), PRO C0323/1234/12, pp. 140-69.
- (40) 1933年7月5日付の植民地省内部文書, PRO C0323/1234/12, p. 77.
- (41) 同上、PRO C0323/1234/12, p. 67.
- (42) PRO C0323/1234/12, pp. 101-22.
- (43) British Resident Commissioner of Somaliland Protectorate to Secretary of State for the Colonies(19th July, 1933), Acting Governor of Gambia to Secretary of State for the Colonies(27th July, 1933), PRO C0323/1234/13, pp. 92-3, 101-4.
- (44) Governor's Deputy of Northern Rhodesia to Secretary of State for the Colonies(3rd August, 1933), PRO C0323/1234/13, pp. 82-6.
- (45) Acting Governor of Tanganyika Territory to Secretary of State for the Colonies(1st August, 1933), PRO C0323/1234/13, pp. 87-9.
- (46) Acting Governor of Kenya to Secretary of State for the Colonies(3rd August, 1933), PRO C0323/1234/13, pp. 55-66.
- (47) 回覧ペーパーは、PRO C0323/1234/13, pp. 20-46. ここでの該当箇所は、p. 21.
- (48) Ibid., pp. 39-40.
- (49) ガンビア、ザンジバル両植民地については適用免除を認めている。Ibid., p. 38.
- (50) PRO C0323/1234/12, p. 109.
- (51) シェラレオーネ政府からの書簡(1933年5月31日付)からわかる。Ibid., p. 125.
- (52) Governor of Nigeria to Secretary of State for the Colonies(8th June, 1933), PRO C0323/1234/12, pp. 123-4.
- (53) Acting Governor of Sierra Leone to Secretary of State for the Colonies(18th August, 1933), PRO C0323/1234/13, pp. 52-3.
- (54) Governor's Deputy of Northern Rhodesia to Secretary of State for the Colonies(3rd August, 1933), PRO C0323/1234/13, pp. 82-6.



- (55) Acting Governor of Tanganyika Territory to Secretary of State for the Colonies (1st August, 1933), PRO C0323/1234/13, pp. 87-9.
- (56) PRO C0323/1234/13, pp. 26, 46.
- (57) PRO C0323/1234/13, pp. 5-7.
- (58) 1933年11月1日付の省内回覧ペーパー, "On Questions of Including in Convention Provisions Reserving to Natives Their Customary Hunting Rights", PRO C0323/1235/1, pp. 153-7. この中で、植民地省側はナイジェリア総督の無知を非難し、充分機能しているはずの Native Administration を通じてライセンス制度を徹底させるべきだとしている。
- (59) PRO C0323/1235/1, pp. 33-65.
- (60) PRO C0323/1235/1, p. 123.
- (61) 1925年制定の北ローデシア Game Ordinance と28年の北ローデシア評議会令 第6条。
- (62) 詳しくは、1933年11月1日付の省内回覧ペーパー, "On Questions Raised by Northern Rhodesia Regarding Rights in Game of Natives, British South Africa Company and North Charterland Company", PRO C0323/1235/1, pp. 139-152.
- (63) Brockington, *Fortress Conservation*, p. 128
- (64) Bolaane, op. cit., ch. 4, さらには、Survival International のホームページ <http://www.survival-international.org> に、2006年12月の最高裁判決の要旨および、それに至る紛争の詳細な記録がある。
- (65) Dzingirai, "The New Scramble", pp. 243-64.
- (66) William Beinart and Lotte Hughes, *Environment and Empire*, 2007, pp. 298-302.